



## 韓国における芸術家福祉政策の現状と意義

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2020-09-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 関, 鎮京 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00006953">https://doi.org/10.32150/00006953</a>

## 韓国における芸術家福祉政策の現状と意義

関 鎮 京

北海道教育大学岩見沢校芸術文化政策研究室

### Current Status and Significance of Artist Welfare Policy in Korea

MIN Jinkyung

Department of Cultural Policy, Iwamizawa Campus, Hokkaido University of Education

#### 概 要

韓国は2011年11月に芸術家の職業的地位と権利向上を目的とし、「芸術家福祉法」を制定し、翌年11月には文化体育観光部傘下機関「芸術家福祉財団」を設立した。同財団の事業は、創作力量強化、不公正慣行改善、職業力量強化、社会セーフティネット構築、芸術活動証明、生活安定支援の6本柱である。2020年現在の財団予算は54億2,400万円と過去最高を記録し、前年対比89%増を示している中で、芸術家の創作活動の準備等を支援する「創作準備金支援事業」、芸術家の生活安定を図るために融資する「芸術家生活安定資金融資支援事業」の予算増加が際立っている。この二つの事業は、急浮上した新型コロナウイルス（COVID-19）災禍の支援策としても活用されている。このような緊急事態に芸術家が生き残ることに着眼し、生活の支援策を講じることの議論ができるのは、「芸術家福祉政策」という基盤と枠組みができてからであり、その意義は顕著である。

#### はじめに

韓国は2011年11月「芸術家福祉法」を制定し、芸術家の職業的地位と権利向上のための芸術家福祉政策に踏み出した。芸術の公正な生態系の造成、芸術家が関わる新しい職務創出、芸術家のための社会的セーフティネットの設計の3つの方向に重点を置いている。これを推進するため、文化体育観光部傘下機関「芸術家福祉財団」を設立し、芸術家に特化した様々な事業が実施されている。

「福祉」の定義について、芸術家福祉法や政策上において定まっていなかったまま使用されているのが現状である。韓国の国立国語院『標準国語大辞典』によると、「福祉」は「幸せな暮らし」であり、『高麗大韓国語大辞典』では、「健康、潤沢な生活、安らぎの環境等が合わさって幸せを感じる状態」と述べられている。また、オンライン版ロングマン現代英英辞典では「Welfare」について、「1. someone's welfare is their health and happiness（福祉は人の健康、幸せ）2. help that is provided for people who have personal or social

problems（個人的または社会的な問題を抱えている人々のために提供されている助け）」となっている。これらを踏まえると、一番近いのは、オンライン版ロングマン現代英英辞典の2「個人的または社会的な問題を抱えている人々のために提供されている助け」である。それまで芸術家が勤労者中心の様々な社会保障を受けられなかったのは、芸術家の活動の特殊性により、芸術家個人の問題として扱われていたためである。芸術家福祉政策が行われることになってからは、社会保障制度の欠陥が指摘され、改善策が図られているのである。

本稿では、最初に芸術家福祉法が制定されるまでの背景や政策・政治等の動きを概観した上、芸術家福祉政策の予算の変遷や事業内容を整理する。それを踏まえて本政策の意義や改善点を述べる。

本研究の韓国資料の翻訳は全て筆者が行ったものであり、韓国通貨の円換算はウォン(KRW)=0.08887JPY(2020年3月10日現在)にしている。

## 1. 芸術家福祉法が制定されるまで

### 1. 1 芸術家福祉を模索する胎動

芸術家福祉法は2011年に制定されたが、実はその30年前から芸術家の福祉を個別の実践を通して追求する動きが芸術家内部から始まっていた。当初、社会保障制度は常勤の勤労者を中心に設計されていて、その後、非常勤が増えるにつれて制度への加入の範囲が広がったが、一定の勤務時間と作業場を必要とする勤労者のための制度であった。そのため、フリーランスで活動している多くの芸術家は社会保険の対象に当てはまらず、医療保険等の恵沢を受けることができなかった。1981年、医療保険法の4次改正に伴い、職種別に医療保険組合の設立の制度的根拠が作られたことによって、同年12月に文化芸術家の医療保険組合が新設された<sup>1</sup>。その後、1984年に映画人福祉財団が創設され、同財団は選ばれた高齢の映画関係者に生活補助費を支給し始めた。しかし、それ以降も文化芸術界の一部だけが問題意識を持ち、個人レベルで改善策を模索する方向に止まっていたため、大きな広がりはなかった。

その状態に変化が生じたのは2000年に入ってからである。同年8月に「韓国文化芸術家福祉組合」の設立のため、文学関係者が中心となって、芸術家の約1万人に発起趣旨文を送り、その大半から賛同を得た。それがきっかけとなり、2002年に当時16代大統領選挙に出馬したハンナラ党の李会昌（イ・フェチャン）候補の選挙公約に「韓国文化芸術家福祉組合設立」が盛り込まれた<sup>2</sup>。しかし、李候補は大統領選挙に落選し、その公約は実現に至らなかった。

2003年、彫刻家ク・ポンジュ氏（享年37歳・男）の交通事故死による保険会社との損害賠償をめぐって芸術家の福祉に関する現実的問題が浮上した。遺族は加害者が加入している保険会社に8億ウォン（約7,109万円）の損害賠償を求め、1審では被害者側の過失25%、芸術家経歴5-6年、定年65歳等を認定する勝訴判決が下った。しかし、控訴した保険会社は、収入に対する証明資料が無いとして無職者等に位置づけ、芸術家経歴を認めなかった。さらに、故人は主に建物内の巨大な彫刻を製作すること等から、肉体労働に従事していたことに等しく、日雇い労働者の給与を基準に定年を60歳に想定しなければならないと主張し、解決は難航した。2005年に各ジャンルの芸術家は故ク・ポンジュ訴訟解決のための芸術家対策委員会を発足し、保険会社の建物の前で数日間、“一人デモ”を行うとともに声明文を出し、芸術家に対する社会構造上の地位づけ及び認識の変化が必要だと主張した。かくして故ク・ポンジュ訴訟は、政策レベルの問題につながる重要な契機となり、実際にこの事件以降、芸術家の福祉制度のための関連団体が続出し、社会的、政治的意見や論調が出てきた（キム・ユンキョン、キム・ソンヒョン2018：342）。

また、同時期の2003年12月全国文化芸術労働組合（芸術団体の産別労働組合）<sup>3</sup>が組織されたほか、2005年には演劇人福祉財団、全国映画委産業労働組合、2007年には全国美術家労働組合、（財）プロダンサー支援セ

ンター等, ジャンル別の芸術家の職業環境や社会的地位の保護・改善をめざす民間の団体が次々と設立された。

## 1. 2 芸術家福祉法が制定されるまでの政策・研究・政治の動向

芸術家の福祉に焦点が当てられ、政策の取り組みが始まったのは、盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権が2004年に発表した新芸術政策「芸術の力」である。そこには「14大課題」が提示され、その一つに「芸術家の社会的待遇の強化」が取り上げられた。これらにより「芸術家福祉」が文化政策の主要内容として位置づけられることになった。

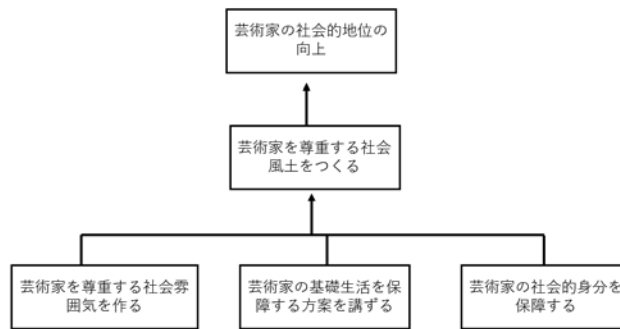


図1 「芸術の力」に提示された芸術家政策の概要

出典：パク・ヨンジョン「芸術家福祉のための争点と論議—「芸術家福祉法」制定経過及び課題」『月刊労働レビュー』2012年7月号，韓国労働研究院，2012年，p.6

また、上述した通り、民間の演劇人福祉財団（2005年）と財団法人プロダンサー支援センター（2007年）が設立され、「芸術家福祉」関連事業を实践する、ないし芸術福祉政策を推進する重要な存在となった。

一方、この時期に芸術家福祉政策を実現するための研究が活発に展開されたが、主に、文化体育観光部の傘下機関の韓国文化観光研究院<sup>4</sup>が担当していた。その研究の一つに、芸術家社会保障制度の研究（韓国文化観光政策研究院2003）がある。これは芸術家の社会福祉の実態とニーズを把握した後、海外の芸術家福祉制度の事例を検討し、単独で芸術家のために独立した保険制度を作る案と、既存の保険制度に芸術家を含める案を提示した。もしこの二つの案がどちらも実現が難しい場合は、日常生活で経済的困難を解決するための仮称「芸術家共済会」を設立することも考えられると述べている。この研究成果が2003年末に発表されているのを考えると上述の「芸術の力」に組み込まれている「芸術家福祉」政策づくりの礎になったと推測できる。

もう一つは、芸術家福祉増進のための政策研究（韓国文化観光政策研究院2007）である。芸術家が社会保険への加入を拡大するための支援制度、例えば芸術家と関連企業が払う社会保険の負担金への支援策や、仮称「芸術家福祉財団」や「芸術家共済会」を特殊法人の形態で設立することが提案されている。

なお、文化観光部（現在の文化体育観光部）と外部専門家により、新たな「芸術振興法」制定のための基本研究（韓国文化観光部2006）も行われ、第3章に「芸術家の地位と権利」が設けられている。内容としては、芸術家は自由に表現する権利を有し、国と自治団体は芸術家の権利を保障する、また、芸術家福祉財団を設立・運営する等を掲げ、現在の芸術家福祉政策の考え方に近い。その条文案は以下の通りである。

第11条（芸術家の地位） 芸術家は国民の芸術享有権の保障の根源とし尊重されなければならない。

第12条（芸術家の権利）

① 芸術家は自由に表現する権利を有する。

② 芸術家は芸術成果の精神的・物質的な恵沢を享有する権利を有する。

③ 芸術家は自己啓発と権益伸長のための活動及び団体結成の権利を有する。

第13条（国家等の責務）

- ①国家と地方自治団体は、芸術家の権利を保障しなければならない。
- ②国家と地方自治団体は、芸術家の創造的活動の自主性を尊重しなければならない。
- ③国家と地方自治団体は、芸術家の権益確保のための施策を作成・施行しなければならない。
- ④国家と地方自治団体は、芸術家の地域・性別・年齢・社会的地位などを差別せずに平等に扱わなければならない。芸術の均衡ある発展のための施策を作成・施行しなければならない。

**第14条（国家などの芸術家支援）**

- ①国家と地方自治団体は、芸術家の福利向上と相互扶助のための自発的活動を支援するために芸術家福祉財団を設立・運営することができる。
- ②国家と地方自治団体は、芸術家の権益伸長と芸術を保護するために自主的組織の結成・運営を支援しなければならない。
- ③第1項及び第2項の規定による芸術家福祉財団の設立・運営に関する事項と自主的組織の支援に関する必要な事項は大統領令に定める。

しかし、「芸術振興法」は惜しくも制定されず、2007年李明博（イ・ミョンバク）大統領候補は公約（文化政策関連内容は12項目）に「文化芸術共済会の設立」を挙げた。李明博政権になってからも「文化芸術共済会の設立」を国政課題（：当該政権が推進しなければならない課題）に設定し、これによって芸術家福祉政策を本格的に推進することになった。2008年から2009年までは、文化体育観光部を中心に「芸術家共済会」を設立する案が具体的に進められ、この2年間は文化体育観光部と韓国文化観光政策研究院での調査研究も活発に行われていた。その例として「文化芸術共済会設立のための基礎研究」（韓国文化観光政策研究院2008）、「芸術共済会設立における芸術家の認識と福祉需要調査」（文化体育観光部2008）、「芸術共済会の設立と運営方案研究」（文化体育観光部2009）、「専門芸術家の範囲の設定方法の研究」（文化体育観光部・韓国文化観光研究院2009）、「芸術福祉モデルの詳細設計研究」（韓国文化芸術委員会2009）などがあげられる。主な研究内容は、「芸術家共済会」設立案と共済会で実施する事業であり、例えば積立て型の控除商品（老後年金）と保障型の控除商品のプログラムまで研究した。積立て型の商品は共済会に加入した芸術家が自分の経済的能力の範囲内で、積立金を納付し、老後の年金の形で受け取る年金商品であり、低所得の芸術家には、積立金の一部を補助する内容も提案されている。保障型の商品は、共済会に加入し芸術家が死亡、傷害、疾病、傷害医療、後遺障害などに遭った時に、医療費などを支援する商品で、保険料の全額を芸術共済会が支払うように設計されている。

これらの研究をもとに、2009年後半には、「文化芸術振興法」（1972年制定）の改正の動きが出て、韓国文化芸術委員会（文化芸術振興のための事業と活動を支援する文化体育観光部の傘下機関）の下部組織に「芸術家共済事業」の担当を新設する案まで進んだ。2009年9月21日から10月10日までに改正法案の予告をして、9月30日には公聴会まで実施したが、最終的には政府省庁間の合意がなされず、法改正ができずに終わった。その理由は、文化体育観光部と企画財政部の5回に渡る協議が行われたが、共済事業に関する「国家出捐」の条項の新設に合意が得られなかったためである。企画財政部から出された問題点は、①政府支援を前提とした共済会は設立不可 ②支援対象である文化芸術家の範囲が不明であり、他分野との不公平が生じる ③共済会は原則的に会員の負担により設立・運営する事である等々があげられた。

文化体育観光部を中心に「芸術家共済会」の設立が推進されている中で、他方では、国会において議員立法の形で芸術家福祉法の制定の動きが進んでいた。2009年10月の国会に、2名の議員が同日に「芸術家福祉法」をそれぞれ発議した。1人（与党）は、芸術家は国民の4大保険（国民年金、健康・産業災害・雇用保険）の対象から排除されていると指摘し、芸術家に法的に勤労者の身分を付与する内容であり、もう一人（野党）は、2003年の芸術家実態調査の結果を根拠に芸術家の85%が月収平均10万円未満であり、国の文化競争力を向上させるためには、韓国芸術家福祉財団を設立し、芸術活動を支援しなければならないとの内容であった。

これらによって、改めて法制度の構築の必要性が強く打ち出されてきて、2009年10月、政府省庁の意見を集約し、2010年2月に国会の文化体育観光放送通信委員会に法案をかけたが、またも関係省庁内の否定的意

見などにより、2010年内には法制定に至らなかった。その理由は、この法案の政府省庁（法務部、企画財政部、労働部、行政安全部）の意見が法体系の問題、財政問題などで否定的な見解が主流だったからである。

そのような状況の中で、2011年1月、若手シナリオ作家チェ・コウン氏（享年32歳・女）が生活困窮と持病により死亡した悲惨な出来事は、非常に大きな問題を投げかけた。国立大学で映画を学び、修めたエリートでも芸術では生活ができないことが知らされたことと、こうした“豊かな”時代に餓死だったことが韓国国民に強い衝撃を与えた。若手芸術家の死が社会問題として広がり、芸術家福祉関連の法律が制定される大きな勢いになった。先に発議された二つの法案のほか、2011年には、さらに2名の議員がそれぞれ法案を発議し、合計4つの法案が国会に提出されることになった。世論の支持と国会、政府、芸術界の協力の中で法制定が以前と違って前向きに推進された。ついに2011年10月28日に4つの法案の内容を総合的にまとめて修正し、「芸術家福祉法」として国会本会議で可決され、11月17日に公布された。

## 2. 「芸術家福祉法」政策の現状

### 2. 1 芸術家福祉法の構造

芸術家福祉法は2011年11月に公布され、1年後の2012年11月18日から施行されている。現在、全6章18条・附則からなっており、芸術家の職業的地位と権利を法律で保護し、芸術家の福祉支援を通じて、芸術家の創作活動を促進するとともに、芸術発展に寄与することを目的としている。

この法律において文化芸術（第2条第1項）とは「文化芸術振興法」第2条第1項第1号に基づいて、文学、美術（美術一般、デザイン・工芸、伝統美術）、音楽（音楽一般、ポピュラー音楽）、舞踊、演劇、映画、演芸（放送、コンサート）、国楽（：伝統音楽）、写真、建築、語文（国語・文学）、出版、漫画が対象となる。

また、芸術家（第2条第2項）の定義として、「芸術活動を生業とし、国を文化的・社会的・経済的、政治的に豊かにすることに貢献する者」とし、その活動は、実演・創作・技術（舞台スタッフ等）・企画となっているが、それらの分野の詳細や活動の定義については文化体育観光部の例規第42号に明記している。

第3条では、芸術家の存在性、自由に芸術活動をする権利、不公正な契約を強要されない権利等が述べられており、第4条では国と地方自治団体の責務として、芸術家が差別を受けずに芸術活動に従事できるように、またセクハラと性暴力から芸術家を保護するための施策を用意しなければならないと極めて具体的に示してある。

#### 第3条（芸術家の地位と権利）

- ① 芸術家は文化国家の実現と国民の暮らしの質の向上に重要な貢献をする存在として、正当に尊重されなければならない。
- ② 全ての芸術家は人間の尊厳性及び身体的・精神的な安らぎが保障された環境で芸術活動をする権利を持つ。
- ③ 全ての芸術家は自由に芸術活動に従事する権利があり、芸術活動の成果を通じて正当な精神的・物質的な恵沢を受ける権利がある。
- ④ 全ての芸術家は有形・無形の利益提供や不利益の脅威により不公正な契約を強要されない権利を持つ。

#### 第4条（国家及び地方自治団体の責務等）

- ① 国家と地方自治団体は芸術家の地位と権利を保護し、芸術家の福祉促進に関する施策を用意するとともに施行しなければならない。
- ② 国家と地方自治団体は芸術家が地域、性別、年齢、人種、障害、所得等によって差別を受けずに芸術活動に従事できるよう、施策を用意しなければならない。
- ③ 国家と地方自治団体はセクハラ・性暴力から芸術家を保護するための施策を用意しなければならない。
- ④ 国家または地方自治団体は予算の範囲で芸術家の福祉を促進する事業と活動に必要な支援ができる。

次の項で詳述するが、制定時から現在まで5回の改正（正確には6回だが、内1回は他法律の改正によるもので、対象としない）が行われている。制定当時に比べて大きな軸は罰則の章が増えていることだが、表1のとおり、頻繁に政策課題の改善を行い、枝番号の追加が顕著である。

表 1 2011年制定と2019年12月改正の構造

	2011年11月17日制定	2019年12月 3日改正
第1章 総則	第1条 (目的)	第1条 (目的)
	第2条 (定義)	第2条 (定義) 第2条の2 (他法律との関係)
第2章 芸術家の地位と権利等	第3条 (芸術家の地位と権利)	第3条 (芸術家の地位と権利)
	第4条 (国家及び地方自治団体の責務等)	第4条 (国家及び地方自治団体の責務等) 第4条の2 (芸術家福祉政策の基本計画) 第4条の3 (実態調査) 第4条の4 (文化芸術用役 ( : 業務) 関連契約)
	第5条 (標準契約書の普及)	第5条 (標準契約書の普及) 第5条の2 (契約書の保存)
	第6条 (芸術家の経歴証明等に関する措置を講ずる)	第6条 (芸術家の経歴証明等に関する措置を講ずる) 第6条の2 (不正行為の禁止) 第6条の3 (財政支援の中断等) 第6条の4 (報告及び検査)
第3章 社会保障	第7条 (芸術家の業務上災害に対する保護)	第7条 (芸術家の業務上災害に対する保護)
第4章 韓国芸術家福祉法人	第8条 (韓国芸術家福祉財団の設立等)	第8条 (韓国芸術家福祉財団の設立等)
	第9条 (定款)	第9条 (定款)
	第10条 (財団の事業)	第10条 (財団の事業) 第10条の2 (経費支援及び寄付金品の受付) 第10条の3 (資料または情報提供の同意)
	第11条 (類似名称の使用禁止)	第11条 (類似名称の使用禁止)
	第12条 (役員)	第12条 (役員)
	第13条 (理事会)	第13条 (理事会)
	第14条 (事業年度及び事業計画書)	第14条 (事業年度及び事業計画書)
	第15条 (監督等)	第15条 (監督等) 第15条の2 (資料提供の要請および電算網 ( : ネットワーク) の利用) 第15条の3 (金融情報等の提供要請及び提供) 第15条の4 (資料及び情報の収集)
第5章 補則	第16条 (罰則適用等における公務員の擬制)	第16条 (罰則適用等における公務員の擬制)
		第16条の2 (権限の委任・委託)
第6章 罰則	第17条 (過料)	第17条 (罰則)
		第18条 (過料)
附則		

出典：国家法令情報センター HP (<http://www.law.go.kr/LSW//main.html>) (2020年3月30日最終閲覧)

## 2. 2 芸術家福祉法の改正にみる政策意図と特徴

現在、制定されてから9年目になるが、改正が5回も行われるほど、状況に合わせて極めて柔軟に対応しているといえる。改正ごとに、特段注目すべき事項を述べる（表2を参照）。

1次の改正では、特に第7条（芸術家の業務上災害に対する保護）について財政的に支援する責務が追加された。芸術家の中で相当数は勤労契約ではなく、出演・都度契約等を締結して活動しているため、芸術家が活動中に災害を受けたとしても産業災害補償保険の適用を受けられず、社会問題になっていた。これが国の社会保障制度の保護と支援が受けられるようになった。つまり同法の制定当時は、芸術家の業務上の災害や補償等について「産業災害補償保険法」が定めることに従うとの内容に止まっていた。しかし産業災害補償保険法が改正され<sup>5</sup>（2012年11月18日から施行）、芸術家に対して産業災害補償保険を適用する条項（第122条第1項2号マ<sup>6</sup>目）が新設、既存の産業災害補償保険の加入が困難だった芸術家も同保険に加入できる環境が整った。これを踏まえて芸術家福祉法第7条2項を新設し、韓国芸術家福祉財団は、芸術家が産業災害補償保険に加入できるように、事務代行機関として受け皿となり、かつ芸術家が納付する産業災害補償保険

料の一部を支援することができる法的根拠が作られた。

2次の改正では、特に芸術家との書面契約が義務化されたことが大きい。「第4条4（文化芸術業務関連契約）文化芸術の創作・実演・技術支援等の業務に関連する契約の当事者は対等な立場で公正に契約を締結し、真摯に誠実に契約を履行しなければならない。」が新設された。契約書面に6つの必須項目（契約金額、契約期間・更新・変更及び解約に関する事項、契約当事者間の権利と義務、業務等の内容と時間・場所等の仕事の範囲に関する事項、収益配分に関する事項、紛争解決に関する事項）を明記し、契約書を相互に交わすこと。但し、韓国芸術家福祉財団が作成し、配布している「標準契約書」を使用することもできる、と謳われた。

3次の改正では、芸術家が支援事業申請の手続き等を簡素化するため、「社会保障基本法」の情報システムと連携することになる。それに伴い、芸術家の被支援資格を厳密に確認するため、必要な場合、文化体育観光部長官が中央行政機関・地方自治団体、関連機関等に、芸術家または、その家族の国税、地方税、土地・建物・所得・財産・出入国・健康保険・国民・雇用保険・産業災害補償保険等について資料提供を要請することができる権限が加わった。また、当人の金融情報、債務額、保健情報等の資料提供に対して同意を求めるとの条文が新設された。

4次の改正では、2018年に「#MeToo」運動を始めとして文化芸術界全般に蔓延している性暴力問題が顕在化したため、条文にも、芸術家は尊厳性・身体的・精神的な安全が保障されている環境で芸術活動をするという権利保障を明示し、国家と地方自治団体がセクハラ・性暴力から芸術家を保護するための施策を用意するとの項目を設けた。また、文化芸術界セクハラ・性暴力の問題は被害者への支援も重要であるが、それと同時に徹底的に芸術家自身への意識づけが必要であるとして、第10条第1項第10号に韓国芸術家福祉財団の事業にセクハラ・性暴力の予防教育及び被害救済支援事業を追加した。

5次の改正では、芸術家福祉政策が体系的に行われるように、5年ごとに芸術家福祉政策の基本計画を作成する内容を新設した。基本計画の必須事項としては、①芸術家福祉政策の基本方向と推進目標、②芸術家の職業的地位と権利保護、③芸術家の福祉促進、④芸術家の芸術活動の環境改善、⑤芸術家福祉政策の推進体系、⑥芸術家の福祉事業に関する支援、⑦その他、芸術家福祉促進のために必要だと認められる事項である。これによって政策の全体像や方向性等がより明確になり、その成果や評価活動に対しても合理性の担保が期待される。

表2 1次～5次の改正理由

【1次】 2013年12月30日 一部改正	芸術家の福祉を効率的・体系的に支援するため、この法が制定・施行されているが、芸術家の特殊性を反映した実質的な政策や支援が不十分である。韓国芸術家福祉財団で芸術家の産業災害補償保険料を支援することができるように、財団への国庫支援や寄付金の受付の法的根拠をつくり、財団が芸術家の福祉事業をより積極的に遂行することができるようにする。一方で、芸術家に対する不正行為を摘発した時に、是正命令及び過料を科すことができるようにし、芸術家の人権を保護し、公正な芸術創作環境を作るためである。
【2次】 2016年2月3日 一部改正	映画・演芸・大衆音楽等、大衆文化芸術の分野では「大衆文化芸術産業発展法」を制定し（2014年7月29日）、大衆文化芸術業務に関連して契約当事者の書面契約を義務化している半面で、大衆文化芸術の分野を除き、文化芸術業務に関連した契約の場合には、これに関する規程が不十分である。これに公正な創作環境の基盤を作るために、文化芸術業務と関連した契約を書面で締結するように義務化する。一方で、「禁止行為」を「不正行為」に用語を整備し、文化体育観光部長官が不正行為の違反の如何に関する事実関係の調査のために、文化芸術企画業者等に報告・出席を要求することができるようにする。不正行為をしては是正措置命令を履行しない場合は、国庫補助等の財政支援を中断・排除させることができる。また、芸術家実態調査に関する内容を整備する等、現行制度の運営上に現れた一部の不備を改善・補完するためである。
【3次】 2018年4月17日 一部改正	文化体育観光部長官が芸術家福祉支援対象の資格を確認する時に、芸術家の申請の便利さを図るために、書類を受け取る代わりに、国家ネットワーク資料が利用できるように関係機関の長に資料提供を要請。「社会保障基本法」に従って、情報システムを連携し、使用できるようにすることで、福祉事業に参加する芸術家の申請手続きを簡素化し、より大勢の芸術家がこの法に適用できるようにするためである。
【4次】 2018年10月16日 一部改正	文化芸術界の「#MeToo」運動等で明らかになったように、個人のフリーランスや契約職等の非正規雇用が多い芸術家の職業特性上、人格否定や性暴力等の被害を受けても隠蔽・縮小され、芸術家個人では救済されることが難しいのが現実である。従って、芸術家は尊厳性・身体的・精神的な安全が保障され

	ている環境で芸術活動をする（権利を持つ）という権利保障を明示し、国家と地方自治団体がセクハラ・性暴力から芸術家を保護するための施策を用意する。かつ、契約条件と異なる活動を強要する行為を「不公正行為」として追加し、芸術家福祉財団の事業に文化芸術関係のセクハラ・性暴力の予防教育、被害の救済支援事業を加えて、劣悪な環境の芸術家の権利保障に寄与するためである。
【5次】 2019年12月3日 一部改正	芸術家福祉政策を体系的に推進するために、文化体育観光部長官は芸術家福祉政策基本計画を作成する。また、文化芸術業務関連の契約の書面締結の義務化制度が実効性を持つように、文化体育観光部長官により是正措置を命ずるほか、報告・検査等ができる権限を付与する。いっぽう文化芸術企画業者等には、契約書の保存義務を課す等、現行制度の運営上の課題を改善・補完するためである。

出典：国家法令情報センター HP（<http://www.law.go.kr/LSW//main.html>）をもとに、筆者作成  
注：2020年2月11日一部改正では、他法律の改正によるものである。

## 2. 3 韓国芸術家福祉財団の運営現状

韓国芸術家福祉財団は「芸術家福祉法」第8条（韓国芸術家福祉財団の設立等）に依って、芸術家福祉事業を体系的、かつ総合的に取り組むために、文化体育観光部の傘下機関として設立された。同法第10条（財団の事業）に基づいて芸術家の社会保障の支援、芸術家の職業としての環境整備・雇用創出及び職業転換の支援、生活安定資金の融資など脆弱な芸術家への福祉支援、作品創作のための準備金支援、芸術家の福祉実態及び勤労実態の調査・研究、芸術家の福祉金庫の管理運営、不公正行為による被害相談及び法的支援、芸術家の権益保護のための教育プログラムの運営、芸術界のセクハラ・性暴力の予防協力及び被害救済支援等、幅広く芸術家の福祉促進のための事業を推進している。

### 2. 3. 1 財団のミッション・ビジョン・戦略目標の変化

設立当初から現在までミッション、ビジョン、戦略目標は合計4回にわたって修正・強化されている（表3参照）。

ミッションは芸術家福祉法の目的に基づいて掲げられているため、大きな変化は見られないが、ビジョンをみると、2017年までは芸術家自身への福祉充実化を図ることに焦点が当てられているが、2018年からは、「芸術の社会的価値の実現」を掲げて、社会における芸術家の存在意義、つまり芸術自体の社会的役割に芸術家を直結させ、社会保障制度の中で芸術家の福祉施策を位置づける考え方が窺える。

表3 ミッション・ビジョン・戦略（2012年～現在）

	年度	ミッション・ビジョン・戦略
芸術家と信頼関係を形成	2012年～2015年	ミッション：芸術家の職業的地位と権利保護、芸術家の福祉促進 戦略目標：職業安定化、社会保障拡大、福祉プログラム開発、調査研究
	2016年	ミッション：芸術家の職業的地位と権利を保護し、福祉促進を通じて健康な芸術生態系を具現する。 ビジョン：芸術家の職業的力量強化、公正な芸術市場を具現するための芸術家福祉サービスの総合プラットフォーム 戦略方向：【芸術家】芸術家の自立力強化、【芸術生態系】公正な生態系の造成、【政府】芸術家の福祉専門機関としての責任履行、【機関】内部経営システムの先進化
	2017年	ミッション：芸術家の職業的地位と権利を保護及び保護促進によって、創作活動と芸術発展に寄与 ビジョン：芸術家の創作 <sup>7</sup> 及び職業的力量強化、公正な芸術市場の具現のための芸術家の福祉専門機関 戦略方向：【芸術家】芸術家の創作権の保障のための基盤を用意、【芸術生態系】公正な芸術生態系の造成のための不公正慣行を改善、【芸術環境】芸術家の職業的力量の強化のための創作活動の環境を拡大、【機関】持続可能な成長のための基盤を確保
芸術家と社会の橋渡し	2018年～	ミッション：芸術家の職業的地位と権利を保護し、福祉を支援することによって、芸術家の創造活動を促進するとともに芸術発展に寄与 ビジョン：芸術の社会的価値の実現のための芸術家の地位と権利を向上 戦略目標：芸術家の権益の向上、芸術家の生活セーフティネットの支援、芸術家の価値普及、財団経営の充実化

出典：韓国文化体育観光部『2012年文化芸術政策白書』2013年、p.417、同『2013年文化芸術政策白書』2014年、p.383、同『2014年文化芸術政策白書』2015年、p.309、韓国芸術家福祉財団『2015年～2019年の年次報告書』2016年～2020年

文在寅(ムン・ジェイン)政権に入り、2018年に発表された文化政策『文化ビジョン2030～人のいる文化』<sup>8</sup>、芸術政策『人のいる文化、芸術がある暮らし：新芸術政策（2018～2022）』において、芸術家福祉政策がますます重要な課題になった。特に「新芸術政策」の主要推進課題<sup>9</sup>では「芸術家の暮らしを守る福祉」が位置づけられ、その一つに「芸術家の社会保障制度の拡大」が示された。単発的、またはプロジェクト単位で活動をしている芸術家の特性を反映した韓国型芸術家雇用保険の導入推進が明記されている。芸術家の特殊性を踏まえた社会的セーフティネットの実現に向けての取り組みを活発化することは、根本の芸術の社会的価値が益々問われてくるし、芸術家本来の「創作権」の保障も必要である。これらを鑑みると、2018年から打ち出されたビジョンは、将来を見据えた高い地点からの芸術家福祉政策の考え方が反映されている。

### 2. 3. 2 組織と予算

組織は本部、政策企画チーム、経営支援チーム、芸術家支援チーム、創作準備支援チーム、芸術価値拡散チーム、社会保障部（不公正行為申告・相談センター（チーム）、社会保険チーム）で構成されている。

設立当初は、事務担当が企画管理チーム（経営支援及び組織運営関連業務、社会保障拡大支援、福祉実態調査・研究、芸術活動証明業務、福祉金庫及び控除事業管理）と福祉事業チーム（福祉事業開発、脆弱階層の芸術家支援、職業安定・雇用創出や職業転換支援、経歴管理コンサルティング及び経歴システム運営、広報及び国内交流活動）の2チーム構成であったが、事業が拡大することによって、チームも専門化・細分化してきている。経営支援チームを除き、チーム別の業務内容を表4に示す。

表4 芸術家福祉財団におけるチーム別の業務内容（事業を中心に記入、経営支援チームを除く）

政策企画チーム		1. 芸術家生活安定資金事業
芸術家支援チーム		1. 芸術活動証明支援 2. 財団事業案内及び対応 3. 芸術家パス 4. 芸術家子どもケア支援事業
創作準備支援チーム		1. 創作準備金支援 2. 高齢芸術家の芸術活動支援
芸術価値拡散チーム		1. 芸術家派遣支援
社会保障部	不公正行為の申告・相談センター（チーム）	1. 標準契約書普及及び教育 2. 芸術家心理相談支援 3. 不公正行為申告・相談の受付及び訴訟支援 4. 相談・コンサルティング支援等 5. 性暴力被害申告・相談支援
	社会保険チーム	1. 社会保険料（国民年金、産業災害保険）支援 2. 雇用保険料支援 3. 医療費支援

出典：韓国芸術家福祉法人ウェブサイト〈<http://www.kawf.kr/>〉（2020年3月30日最終閲覧）

次に予算をみると（図2）、2020年現在の財団予算は54億2400万円（「芸術家生活安定資金（融資）支援事業」<sup>10</sup>を含む）と過去最高を記録し、前年対比89%増を示している。その理由は主に2つの事業費の拡大である。一つは、芸術家の創作活動の準備等を支援する「創作準備金支援事業」が2019年約15億円から2020年約32億円と、2倍も増額されている。もう一つは、芸術家の生活安定を図るために融資する「芸術家生活安定資金事業」で、2019年約7億6千万円から2020年約17億円と約2.2倍に増えた。

また、2013年～2020年の予算の推移をみると、金額が年々確実に増え、2013年を基準にして2020年は357%も増加した。特に毎年の増加率に着目すると2018年から年々伸びる傾向で、これは上述した『文化ビジョン2030～人のいる文化』、『人のいる文化、芸術のある暮らし：新芸術政策（2018～2022）』の中で、芸術家福祉事業が一つの柱として確固たる位置を確保しているのが要因であると考えられる。

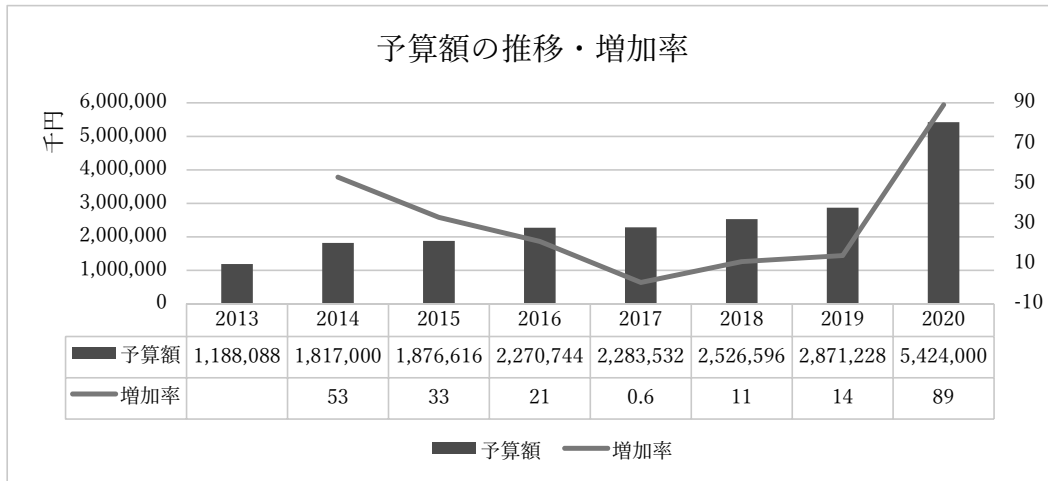


図2 予算額の推移・対前年増加率

出典：韓国芸術家福祉財団『2015年 年次報告書』、『2016年 年次報告書』、『2017年 年次報告書』、『2018年 年次報告書』、『2019年 年次報告書』、『2020韓国芸術家福祉財団事業説明会』をもとに筆者作成

### 2. 3. 3 事業内容

現在、同財団の事業は、創作力量強化、不正慣行改善、職業力量強化、社会セーフティネット構築、芸術活動証明、生活安定支援の6本柱になっている。それぞれの柱の事業内容を表5にまとめる。

表5 芸術家福祉財団が取り組む事業内容（2020年）

●創作力量強化	
創作準備金支援事業 —創作の足がかり	<p>芸術家が芸術外の外的要因によって創作活動を中断する状況に至らないように相対的に少ない芸術活動の収入に対して実質的な支援を行い、芸術活動を準備・持続できるように支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：芸術活動証明を完了した芸術家、大韓民国国民</li> <li>・家計の月額所得認定の合算額が、1人世帯（申請者）18万7,635円、2人世帯（申請者・配偶者）31万9,487円以内の場合に限り申請可能</li> <li>・高齢芸術家（満70歳以上）及び障害芸術家は資格条件が満たされた場合、優先的に選定</li> <li>・1人当たり約27万円、12,000名に支援</li> <li>・申請時期は年2回</li> </ul>
●不正慣行改善	
芸術家オンブズマン	<p>芸術活動時に発生する不法行為や不当な処遇を改善し、芸術家の権益を高めるために設けた不正行為関連の苦情処理総合システムである。不正行為に対してワンストップ支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：芸術家の中で芸術活動と関連した不正行為（「芸術家福祉法」第6条の2（不正行為の禁止）<sup>11</sup>、施行令第3条の2（不正行為の種類及び基準）により、精神的、身体的、経済的に被害を受け、救済・紛争・調整等訴訟支援を必要としている者</li> </ul>
契約及び著作権の教育	<p>芸術家の書面契約や著作権への認識と実務の対応能力を高め、芸術界が公正な環境になるよう手掛ける。契約文化の実現を旨とし、芸術界の特殊性を反映した10分野56種類（美術(11)、映画(7)、大衆文化(4)、公演芸術(2)、漫画(6)、アニメーション(4)、出版(7)、放送(6)、著作権契約(4)、雇用労働部作成の標準勤労契約(5)）の「標準契約書」を作成し、普及させるとともに、芸術家のための契約・著作権教育を行っている。</p>
心理相談	<p>芸術創作活動を行う中で、芸術家の多様なストレス解消や心理的健康のために、心理相談の専門機関及び専門家を活用した支援システムである。心理相談を受けることによって創作意欲を高め、芸術活動の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：芸術創作活動において心理的・精神的ストレスを受けている芸術家・芸術団体</li> <li>・支援内容：全国30カ所の専門心理相談センターを通じて心理相談や心理検査（個人相談の場合は最大12回まで）</li> </ul>
性暴力被害の申告相談	<p>芸術界で発生した性暴力の危機的状況に直面した時の対処方法に関する相談や、被害を受け、苦しんでいる芸術家を保護し、被害回復のために法律・心理相談・医療等の支援を行っている。</p>
芸術家の性暴力予防支援	<p>芸術家における性暴力やセクハラ被害を事前に予防し、性平等の芸術創作環境を作るため、芸術家や関係者を対象に性平等教育・性暴力予防教育を支援している。また、この分野の専門講師の人材育成も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：現役従事者（創作・実演・技術スタッフ）、芸術団体等、芸術関連学科がある大学や部署（キャリアセンター、学生支援センター等）</li> </ul>

●職業力量強化	
芸術家派遣支援 —芸術路	<p>芸術家の社会的価値を普及するために、様々な芸術を活用した職務領域を開発する。芸術と社会（企業・機関等）の相互協力によって創造性が社会全般につながり、文化、産業、経済に芸術家の価値が拡大することを期待する。</p> <p>芸術路協業事業、芸術路企画事業、芸術路地域事業に分けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術路協業事業</li> <li>—芸術を通じて課題を解決、イノベーションを試みたい企業・機関・地域が対象</li> <li>—ファシリテーターは89万円（事前活動期間：半月、活動期間：6ヶ月）、参加芸術家は69万円（活動期間：6か月）を支援</li> <li>・芸術路企画事業</li> <li>—ファシリテーター、参加芸術家、企業・機関・地域が一つのチームになって課題を解決</li> <li>—ファシリテーターは56万円～84万円（活動期間は4～6ヶ月、活動費は隔月支給）、参加芸術家は48万円～72万円（活動期間は4～6ヶ月、活動費は隔月支給）</li> <li>・芸術路地域事業（2020年新規）</li> <li>—広域文化財団と協力体系を構築し、各財団が芸術路の事業を推進</li> </ul>
芸術家の託児支援	<p>芸術家の育児の負担を軽減するため、平日の夜や週末にも芸術活動に専念できるように、芸術家の子どものための時間制の託児施設を2カ所運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用対象：24ヶ月～10歳</li> </ul>
●社会セーフティネット構築	
社会保険料の支援	<p>標準契約書の使用・普及を活性化し、公正な契約文化が根付いて芸術家の社会セーフティネットを強化することを狙いとされている。芸術家と事業者が標準契約書を使用し、契約を締結した場合は、その期間、納付した雇用保険・国民年金を芸術家（常勤等）や文化芸術事業者のそれぞれに40%ずつを支援している。また、フリーランスの芸術家は「標準契約の教育」を履修した場合、国民年金の保険料の50%を支援（最大6か月）。</p>
産業災害保険加入支援	<p>報酬が受け取れる芸術活動を行っているが、災害の危険に置かれているにも関わらず保護を受けられない全て芸術家のために、産業災害保険の加入等の保険事務を代行している。保険料全額の50%～90%を還付金として支援している。</p>
医療費支援	<p>医療費（手術費、入院費、薬代等）が経済的に負担となっている芸術家の中で、世帯の所得合算した金額が中位所得の80%以下であり（例：2人世帯の1か月所得：約22万円）、地域別の資産基準以下（例：大都市の場合は約1,700万円）の芸術家を対象に、医療費を支援し、芸術活動への復帰及び持続的な活動を促す。</p>
●芸術活動証明	
芸術活動証明	<p>芸術家の職業的地位と権利を法律で保護するため、芸術を生業に活動している状況を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11の芸術分野（文学、美術、写真、建築、音楽、伝統音楽、舞踊、演劇、映画、演芸、漫画）で創作・実演・技術スタッフ・企画の形で芸術創作活動をおこなっている芸術家。</li> <li>・最近の一定期間に①芸術活動、②芸術活動で得られた収入、③審議委員会の審議を経て、基準外の活動が証明された芸術家（高齢者、病氣・妊娠・育児・介護・入隊等による経歴断絶等）。</li> </ul>
芸術家パス	<p>文学・視覚美術・演劇・舞踊・音楽・伝統・文化芸術等の分野で活動する芸術家の文化享受機会を拡大し、自尊心を高めるため、国・公立博物館、美術館、劇場等のチケット割引及び他の施設利用料の割引を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術活動証明が完了した芸術家、学芸員・文化芸術教育師の資格証の取得者、美術館・博物館の館長及び設立者を対象とし、パスを発給する。</li> </ul>
●生活安定支援	
芸術家生活安定資金(融資)	<p>芸術家の中でフリーランスの比率が76%（2018年芸術家実態調査）と高率である上、芸術家の特性上、生活資金を得るためのローン対象や資格要件（自営業、勤労者等）に該当しないため、一般の金融サービスを利用することが難しい。芸術家の生活基盤をつくり、創作環境を改善するため、芸術家対象の金融の必要性が提起され、また、緊急に生活資金が必要な芸術家のため、融資制度を導入した。2019年はテスト期間として実施、2020年より本格的に取り組んでいる。</p> <p>生活安定資金ローンと賃貸・伝貰（チョンセ）住宅ローンがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活安定資金ローン</li> <li>—最大50万円だが、緊急生活資金は最高30万円</li> <li>—利子は2.2%、返済期間は3年・元利均等返済（据置期間なし、または1年を選択）</li> <li>・賃貸・伝貰（チョンセ）住宅（創作活動の空間を含む）ローン</li> <li>—最大約800万円、家賃保証の80%以内</li> <li>—利子は1.7%、返済期間は2年満期一括返済（同じ住宅を3回まで延長可能、最長8年）</li> </ul>

出典：韓国芸術家福祉法人ウェブサイト<<http://www.kawf.kr/>>をもとに筆者作成

同財団は、創作環境の改善や社会保険の対象から取りこぼされている芸術家を守るため、極めて多岐にわたった総計14（表5）の事業を行っている。これらの事業支援を受けるためには、芸術活動証明を申請する

ことが基本条件となっており、2019年現在は68,564名が承認されている。財団設立の翌年2013年は6,301名に過ぎなかったことをみると約10倍に増え、芸術家の中で福祉政策の認識が定着しつつあり、必要とされていることがわかる。

ここで最後に、芸術家福祉法に定められている目的と、同財団のビジョン・事業との対応関係を一体的に整理・確認したい。芸術家福祉政策の段階的構図を示すと、まずは、「生活基盤支援」により基本的な生活環境を整えた上、社会において芸術家が職業として認められるため「地位と権利の保護・向上」を努める。その上、創造活動が中断されないよう「創造活動の促進」する支援を行い、最終的には芸術発展とともに社会的価値を実現することを旨とする。これは、文化芸術振興に関する政策と社会保障制度の両方につながる(図3(左)参照)。

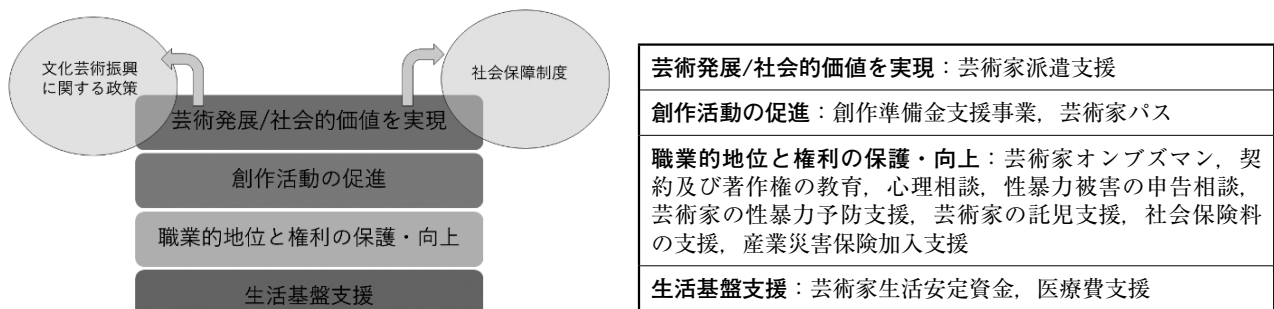


図3 左) 芸術家福祉政策の段階的構図，右) 構図に対応する事業

つまり、芸術家福祉政策において中核を担うのは職業的地位と権利を保護し、向上することであるが、そのためには、まず、創造活動に集中できる基礎的な生活基盤が必要であり、その支援こそ土台作りになる。これらを踏まえて創作活動に着手できるように創作準備金の支援や日ごろ多様な芸術文化に触れる機会を提供し、芸術家は創造的インスピレーションと活力が得られる。そこから生み出された作品は文化芸術を振興し、芸術が社会に及ぼす価値を具現化するという政策的フローのモデルである。

### 3. 芸術家福祉政策の意義と所見

#### 3. 1 芸術家福祉政策の意義

「芸術家福祉法」の第4条3(実態調査)に基づいて、芸術家の福祉及び創作環境等に関する芸術家実態調査が3年ごとに実施されている。「2018年芸術家実態調査」(調査期間：2017年1月～12月)では、文学、美術、工芸、写真、建築、音楽、伝統音楽、大衆音楽、放送演芸、舞踊、演劇、映画、漫画、その他の合計14分野の芸術家が対象となっている。全国17市道から5,002名を選び、1対1の面接方式で調査した。

芸術家の経済状況を最も表す世帯平均所得は、韓国国民の5,705万ウォン(約502万円)(2018年家計金融・福祉調査、統計庁の調査)に対して、芸術家のは4,225万ウォン(約372万円)と、約130万円の差がある。また、芸術活動による個人収入の質問に対して、「無し」と回答した人が28.8%と最も多く、500万ウォン未満(約44万円)が27.4%、1,000-2,000万ウォン未満(約87万円～176万円)は13.2%、500万ウォン～1,000万ウォン未満(約44万円～87万円)10.7%の順になっている。合計すると年間収入が2000万ウォン未満(約176万円)の人が全体の約8割を占めている。すなわち、大半の芸術家は芸術活動だけでは生計を立てられていないのが現状である。それでも「2015年芸術家実態調査」では、芸術活動による個人収入が、「無し」と回答した人が36.1%だったのをみると、芸術活動に対して報酬を受け取る等の取引の環境が徐々に定着してきている

と見受けられる。

このような芸術家の厳しい経済状況を少しでも改善すべく、2020年度から芸術家に生活基盤と創作環境を保障するため、「芸術家生活安定資金（融資）」と「創作準備金支援」の予算を大幅に増やしたのである。また、労働市場において芸術家が職業として承認されているとは言い難いため、まずは創作活動に集中できるように安定した生活環境を整備することは、芸術家福祉政策の礎である。

この二つの事業は、急浮上した新型コロナウイルス（COVID-19）災禍の支援策としても活用されている。創作準備金支援事業は、芸術家が外的要因（例えば経済的理由等）で創作活動を中断することがないように支給するもので、2020年3月末現在は1万2,000名を選定し、1人当たり、約27万円を支援する予定である。注目すべき点は新型コロナウイルスの影響を外的要因として捉え、被害を受けた芸術家に加点を付与し、優先支援するようにした。ここで定義される被害芸術家は感染・隔離等によって活動不可、あるいは公演・契約が縮小・中止等によって被害を受けた場合等、非常に広い範囲で適用することができるようにした。

また、芸術家生活安定資金（融資）は新型コロナウイルス（COVID-19）により受ける被害を見据えて、期間限定の特別融資を設け、緊急に約3億円（2020年3月末現在）を予算化した。既存の支援事業より最高額を上げ、なおかつ利子は比較的安く貸し出す政策に踏み込んだ（表6参照）。

表6 新型コロナウイルスによる緊急支援（融資）

事業名	芸術家生活安定資金（融資）—コロナ19特別融資（期間限定運営）—
予算	約3億円、最高100万円以内
返済期間	3年
返済方法	元利均等返済
据置期間	据置期間なし、1年・2年を選択（生活安定資金ローン 据置期間なし、1年を選択）
利子	1.2%（既存の生活安定資金ローン 2.2%）
延滞利子	4.2%（生活安定資金ローン 5.2%）
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>* コロナ19特別融資については、以下の要件を全て満たす人</li> <li>・「芸術家福祉法」において芸術活動証明の承認が得られた芸術家</li> <li>・大韓民国国民、成人</li> <li>・コロナ19（1月20日～）によって国内外の芸術活動が中止・延期された人、または芸術活動は続いているが、収入が減少した人（申請時に被害事実確認書を提出：芸術活動被害、感染者や隔離対象者等）</li> <li>* 1月20日は韓国で感染者が初めて出た日、感染症の危機警報「注意」段階の発令日</li> <li>☆芸術家夫婦は重複申請可能。</li> </ul>
備考	申請受付期間：2020年3月1日（日）～10日（火）、審査承認：2020年3月中旬 支給：2020年3月31日

出典：韓国芸術家福祉法人ウェブサイト<<http://www.kawf.kr/>>（最終閲覧日：2020年3月30日）

韓国芸術文化団体総連合会が芸術家会員130万人を対象に緊急調査をした「コロナ19事態が芸術界に及ぼす影響と課題」によると、2020年1月～4月に中止・延期される芸術イベントは約2,500件であり、被害額は約600億ウォン（約53億円）にのぼると発表した。このような状況の中では、とかく文化施設・事業者・団体を主な支援対象にしがちであるが、芸術を創り出している芸術家が生き残ることに着眼し、生活の支援策を講じることの議論ができるのは、「芸術家福祉政策」という基盤と枠組みができてきているからであり、その意義は顕著である。

### 3.2 芸術家福祉政策に対する所見

韓国の「憲法」第22条では、①すべての国民は学問と芸術の自由を有する。②著作者、発明家、科学技術者と芸術家の権利は法律で保護する。と「表現の自由」が明記されている。第11条①では「すべての国民は、法の前に平等である。誰もが性別・宗教又は社会的身分によって政治的・経済的・社会的・文化的生活のすべての領域において差別を受けない。」と規定し、平等原則ないし平等権を宣言している。

また、「文化基本法」(2013年制定)第4条(国民の権利)では「すべての国民は、性別、宗教、人種、世代、地域、政治的見解、社会的身分、経済的地位や身体的条件などに関係なく、文化表現と活動の差別を受けずに自由に文化を創造し、文化活動に参加し、文化を享受する権利を有する。」と規定して、憲法を具体化している。

しかしながら、朴槿恵(パク・クネ)大統領(2013年2月25日—2017年3月10日)が、同政権とは政治的見解の異なる文化人・芸術家の「ブラックリスト」を作成し、文化芸術分野の公的支援からの排除を企図するという大事件が起きた。朴大統領は文化芸術界が「左」に偏っているため是正が必要だ、との姿勢を直接的・間接的に示し、このような大統領の陰湿で強権的な指示に従って大統領府内で「左派排除、右派支援」という基調が作られた。当時の大統領秘書室長は大統領府主席秘書官会議で数回にわたって文化芸術界の「左派」のえぐり出しを指示し、大統領府の政務首席室と教文首席室が主導して、文化人・芸術家の政治性向や、政治家や社会的課題についての支持・反対表明等を理由に各種支援からの排除のリストを作った。それを、文化体育観光部を通じて文化芸術委員会等に下ろして、行動に移し、大勢の文化人・芸術家や団体が公的支援から締め出された事件は記憶に新しい。

この事件を受けて、「文化基本法」の第4条に「政治的見解」の文言が加わり、差別を受けずに自由に表現する保障が更に担保されることになった。

だが、他方で「芸術家福祉法」をみると、芸術家の表現の自由について直接記述されていない。それに近い内容だと、第3条(芸術家の地位と権利)において、③全ての芸術家は自由に芸術活動に従事する権利があり(後略)と、やや婉曲な表現になっている。すなわち、「表現」(価値観・思想も含めて)そのものに対しての自由よりは、「活動」という行為に対して強要・拘束されないとの意味に解釈できる。「芸術家福祉法」の主概念である「芸術家」の創造活動の核心理念が不明確であるため、なおかつ、第1条(目的)に、職業的な位置付けを高めると掲げていることから、必然的に「労働の行為」に重点が置かれたと考えられる。

しかし、本稿1.2で叙述したが、芸術家福祉法や関連政策の準備となった「芸術振興法」制定のための基本研究(文化観光部2006)においては同法案の第3章「芸術家の地位と権利」第12条(芸術家の権利)「①芸術家は自由に表現する権利を有する」と示されていた。本法律は実現に至らなかったが、この条項を設けたことが示唆する点は非常に大きい。芸術家を対象とする政策の基本姿勢及び芸術家に保障されるべき真の「基本的な権利」の明示が「芸術家福祉法」には必要だと考える。

次は、「芸術家福祉法」に定めている「芸術家」の定義づけについて述べる。第2条で芸術家の定義を「芸術活動を生業とし、国を文化的・社会的・経済的、政治的に豊かにすることに貢献する者」とし、第3条で芸術家の地位を「①芸術家は文化国家の実現と国民の暮らしの質の向上に重要な貢献をする存在(後略)」と定められている。芸術家の使命を「国」を豊かにするために貢献すること、「文化国家」の実現のために存在する人として明記されていることは、国と芸術家を上下関係に、ひいては従属関係に置くようにも読み取れる。国の税金による芸術家への支援の正当性意識が背景にあり得よう。国を文化的・社会的・経済的、政治的に豊かにし、文化国家を実現することは「芸術家福祉政策」が担うことであっても、芸術家の役割ではない。朴政権時のブラックリスト問題により、芸術家の独立性を保たせることがいかに重要であるかが再認識されている中、この条文を誤って拡大解釈しないよう極めて細心の注意が必要である。

## おわりに

芸術家の仕事は、フリーランスや契約社員など非正規職が多いため、勤労者基準の社会保障制度において芸術家は排除される場合が多かった。しかし、それは「社会構造」に問題があることであり、芸術家の創作

活動の行為は「労働」という認識が必要である。また、韓国では2018年「#MeToo」運動を始めとして文化芸術界全般に蔓延している性暴力問題が顕在化した。人格の冒涇や性暴力などの被害を受けても、隠蔽及び矮小化される等、芸術家個人として救済を受けにくいのが現実であった。この問題を受け、芸術家福祉法に2つの条文が新設された。第3条第2項「全ての芸術家は、人間の尊厳性と身体的・精神的な安らぎが保障された環境で芸術活動をする権利を持つ」という基本的な権利保障規定と、第4条第3項「国と地方自治団体はセクハラ・性暴力から芸術家を保護するための施策を用意しなければならない」ことを責務として課した。その後、芸術家福祉財団内に「芸術家性暴力被害申告相談センター」を開設し、芸術界の現場で発生する性暴力の事案について、まずは性暴力相談員と弁護士が被害受付と最初の相談を行うとともにメンタルヘルス臨床心理士が1対1心理カウンセリングや心理テストでサポートし、場合によっては弁護士の法律相談や民事・刑事上の訴訟費用サポートまでしている。芸術家福祉財団は芸術家の福祉に関する事業はいわゆる“ワンストップ”によるサービスの完結をめざしており、芸術家福祉政策は将来、社会保障制度において特別な扱いではなく、1分野として位置付けることが志向される。

芸術家福祉政策は、芸術家の表現の自由の理念とその担保なくしてはありえないと考えており、その視点を持って研究を続けたい。

## ・参考文献

- 韓国芸術家福祉財団『2015 韓国芸術家福祉財団年次報告書』2015年  
 同『2016 韓国芸術家福祉財団年次報告書』2016年  
 同『2017 韓国芸術家福祉財団年次報告書』2017年  
 同『2018 韓国芸術家福祉財団年次報告書』2018年  
 同『2019 韓国芸術家福祉財団年次報告書』2019年  
 同『2020 韓国芸術家福祉財団事業説明会』2020年  
 韓国文化観光部『新たな「芸術振興法」制定のための基本研究』2006年  
 同『芸術振興法制定のための基本研究』2006年  
 同『芸術の力：新しい韓国の芸術政策』2004年  
 韓国文化体育観光部「芸術共済会設立における芸術家の認識と福祉需要調査」2008年  
 同「芸術共済会の設立と運営方案研究」2009年  
 同『2011 文化芸術政策白書』2012年  
 同『2012 文化芸術政策白書』2013年  
 同『2013 文化芸術政策白書』2014年  
 同『2014 文化芸術政策白書』2015年  
 同『2015 文化芸術政策白書』2016年  
 同『2016 文化芸術政策白書』2017年  
 同『2017 文化芸術政策白書』2018年  
 同『2018 文化芸術政策白書』2019年  
 同『2015 芸術家実態調査』2016年  
 同『2018 芸術家実態調査』2019年  
 同『文化ビジョン2030～人のいる文化』2018年  
 同『人のいる文化、芸術がある暮らし：新芸術政策（2018～2022）』2018年  
 韓国文化体育観光部・韓国文化観光研究院『専門芸術家の範囲の設定方法の研究』2009年  
 韓国文化観光政策研究院『芸術家社会保障制度の研究』2003年  
 同『芸術家福祉増進のための政策研究』2007年  
 同『文化芸術共済会設立のための基礎研究』2008年  
 韓国文化芸術委員会『芸術福祉モデルの詳細設計研究』2009年

キム・テウォン, その他8名『芸術家オーダー型社会福祉事業開発研究』韓国文化体育観光部・韓国保健社会研究院, 2016年  
 キム・ユンキョン, キム・ソンヒョン「芸術家福祉法制定と政策的効果性」『政府学研究』第24巻第2号, 2018年, pp.333-363  
 バク・ヨンジョン「芸術家福祉のための争点と論議—「芸術家福祉法」制定経過及び課題」『月刊労働レビュー』2012年7月号,  
 韓国労働研究院, 2012年, pp.5-20

## ・参考サイト

オンライン版ロングマン現代英英辞典<https://www.ldoceonline.com/jp/>最終閲覧日:2020年3月31日)

韓国芸術家福祉法人ウェブサイト〈<http://www.kawf.kr/>〉(最終閲覧日:2020年3月30日)

韓国芸術文化団体総連合会ウェブサイト〈<http://www.yechong.or.kr/>〉(最終閲覧日:2020年3月28日)

国家法令情報センターウェブサイト〈<http://www.law.go.kr/>〉(最終閲覧日:2020年3月30日)

国立国語院ウェブサイト〈<https://stdict.korean.go.kr/main/main.do>〉最終閲覧日:2020年3月31日)

高麗大韓国語大辞典ウェブサイト〈<https://dic.daum.net/index.do?dic=kor>〉(最終閲覧日:2020年3月31日)

- 1 組合員が保険料を支払えない状況となり, 組合の運営がうまくいかず, 2-3年で組合の活動は終了した。
- 2 李候補が公約として掲げた国家改革の「10大課題」の中で各分野別に208項目があり, 文化芸術関連内容は17項目が設けられ, 同組合設立の支援や専門の芸術家に対する支援の強化が示された。
- 3 1980年後半から公立の芸術団体の団員にオーディションの評価制度が定着し, かつ経済危機直後の1998年以降IMFからは毎年または2年単位で, 個別実技評価を受けていた。その結果に基づいて給与や雇用契約が決まった。このような不安定な職業環境に対して芸術家の権利及び生存権を保護するため, 全国文化芸術労働組合が誕生した。文化芸術界において最初の職場労働組合は, 1999年世宗文化会館のオーディション制度の廃止と公共性を強化した公演文化の創造を目標に作られた「世宗文化会館労働組合」である。
- 4 韓国文化観光研究院は, 文化基本法に設立根拠(2016年5月の文化基本法改正)を持ち, 財団法人に転換された研究機関である。前身は2002年12月4日, 文化体育観光部傘下の韓国文化政策開発院と韓国観光研究院を統合して新たに発足した研究機関の韓国文化観光政策研究院。2007年2月, 現在の韓国文化観光研究院に名称変更。主な業務内容は, ①文化芸術の振興と文化産業の育成のための調査・研究, ②文化観光のための調査・評価・研究, ③文化福祉のための環境づくりに関する調査・研究, ④伝統文化と生活文化の振興のための調査・研究, ⑤余暇文化に関する調査・研究, ⑥北朝鮮文化芸術研究, ⑦国内外の研究機関, 国際機関との交流や研究協力事業, ⑧文化芸術, 文化産業, 観光関連政策情報・統計の生産・分析・サービス, ⑨調査・研究の結果の出版と広報などである。
- 5 中小企業の事業主の特例方式(任意方式)に沿って産業災害補償保険を適用する。
- 6 韓国語の五十音
- 7 2017年から芸術家の活動の根幹となる「創作」にフォーカスが当てられ, 何のために芸術家の福祉政策が必要かについて明確になってきた。これは2017年に就任した財団常任理事チョン・ヒソップ氏が2017年年次報告書の挨拶で「物だけでは真の福祉を実現することができません。特に芸術家福祉は一回きりの創作準備支援金だけではなく, 持続的, かつ安定した創作環境を作ることに重点を置かなければならないのです」と述べている。芸術家の福祉政策は, 継続的に創作活動をするための支援であるという根幹が読み取れる。
- 8 2017年12月7日に基本方向が発表された。
- 9 芸術家福祉政策については3本柱(芸術家の職業環境及び福祉制度改善, 芸術家の社会保障拡大, 芸術家の生活支援拡大)が提示されている。
- 10 「芸術家生活安定資金融資支援事業」の予算出所は, 「宝くじ基金法」に基づいて国の企画財政部「宝くじ基金」から「文化芸術振興基金に転入」し, 芸術家福祉財団は主管として支援事業を担っている。
- 11 ①優越な地位を利用し, 芸術家に不公正な契約条件を強要するほか, 契約条件と異なる活動を強要する行為, ②芸術家に適正な収益配分を拒否・遅延・制限する行為, ③芸術家の芸術創作活動を不当に妨害するほか, 指示・干渉する行為, ④契約過程で知った芸術家の情報を不当に利用するほか, 第三者に提供する行為

(岩見沢校准教授)